

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
第1章 総則 第1条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第11条の規定に基づき、京都大学事務本部における課、オフィス及び室並びに部に置く掛その他の内部組織の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。 第2章 総務部 （総務課） 第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 運営方針会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。 (3) 儀式その他重要な行事に関すること。 (4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。 (5) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。 (6) 本学の制度及び組織に関すること。 (7) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関すること。 (8) その他他の部、課、オフィス及び室の所掌に属しない事務を処理すること。 （事務改革推進室） 第2条の2 事務改革推進室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。 (2) その他事務改革に関すること。 第3条 削除	第1章 総則 第1条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第11条の規定に基づき、京都大学事務本部に置く組織の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。 第2章 総長オフィス （総長オフィス） 第2条 総長オフィスにおいては、次の事務をつかさどる。 (1) 総長が指示する事項に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) （同 左） 第3章 プロボストオフィス （プロボストオフィス） 第3条 プロボストオフィスにおいては、次の事務をつかさどる。 (1) プロボストが行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 (2) 戦略調整会議に関すること。 (3) 大学マネジメント・戦略に係る企画立案及び連絡調整に関すること。 (4) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (5) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。 (6) プロボストオフィス、インスティテューショナル・リサーチ室及び国際交流室の庶務に関すること。

改正前	改正後
第4条 削除 第5条 削除 第6条 削除 第7条 削除 (DX推進室) 第7条の2 DX推進室においては、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に関する事務をつかさどる。 第2章の2 渉外・産官学連携部 (渉外課、京都基金室、東京基金室及び産官学連携課) 第7条の3 渉外課、京都基金室、東京基金室及び産官学連携課は、成長戦略本部において、次の事務をつかさどる。 (1) 渉外事業に係る企画の立案及びその活動に関すること。 (2) 寄附金の受入れに関すること。 (3) 寄附講座及び寄附研究部門に関すること。 (4) 京都大学基金に関すること。 (5) 本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関すること。 (6) 公開講座等の企画・実施に関すること。 (7) 京都大学基金をはじめとする外部資金獲得に係る戦略の立案及び推進に関すること。 (8) 産官学連携事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (9) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。 (10) 発明、特許権等の知的財産に関すること。 (11) その他社会連携全般及び産官学連携に関する事務で他に属しないこと。 第7条の4 削除 第7条の5 削除 (広報課) 第7条の6 広報課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (略)	第4章 CF0オフィス (CF0オフィス) 第4条 CF0オフィスにおいては、次の事務をつかさどる。 (1) CF0が行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 (2) 概算要求に関すること。 (3) 予算に関すること。 (4) 資金運用に関すること。 第5章 広報室 (広報室) 第5条 広報室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (同 左) 第6章 インスティテューショナル・リサーチ

改正前	改正後
	<u>室</u> <u>(インスティテューショナル・リサーチ室)</u> 第6条 インスティテューショナル・リサーチ室においては、次の事務をつかさどる。 (1) インスティテューショナル・リサーチ (IR) に関する<u>こと。</u> (2) 中期目標・中期計画に関する<u>こと。</u> (3) 自己点検・評価に関する<u>こと。</u> (4) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関する<u>こと。</u> (5) 大学評価に係る調査及び分析に関する<u>こと。</u> <u>第7章 国際交流室</u> <u>(国際交流室)</u> 第7条 国際交流室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 国際交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整する<u>こと。</u> (2) 外国人研究者等の受入れに関する<u>こと。</u> (3) 海外の大学等学術機関との交流に関する<u>こと。</u> (4) 政府間の科学技術協力事業その他国際協力事業に関する<u>こと。</u> (5) 海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関する<u>こと。</u> (6) 外国人研究者等に対する情報提供に関する<u>こと。</u> (7) 大学の国際化の推進に関する<u>こと。</u> (8) 国際戦略本部に関する<u>こと。</u> (9) その他国際交流に関する<u>こと。</u> <u>第8章 学務部</u> <u>(学生課)</u> 第8条 学生課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 教育推進及び学生支援に関し、総括し、及び連絡調整する<u>こと。</u> (2) 学生の奨学金に関する<u>こと。</u> (3) 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関する<u>こと。</u> (4) 学生の就職及びインターンシップに関する<u>こと。</u> (5) 教育改革戦略本部に関する<u>こと</u>（教育改革戦略本部において処理するものを除く。）。 (6) その他教育推進及び学生支援に関する事務で、<u>厚生課、教務企画課、入試企画課、国際教育交流課、留学生支援課及び共通教育推進課の所掌に属しない事務を処理する<u>こと。</u></u> <u>(厚生課)</u> 第9条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 学生の課外活動に関する<u>こと。</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(2) 学生のアルバイトのあっせんに関する事</u> <u>こと。</u> <u>(3) 学生の寄宿舍に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(4) 学生の厚生事業に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(5) 学生の補導に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(6) その他学生の厚生福祉に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(教務企画課)</u> <u>第10条 教務企画課においては、次の事務をつかさ</u> <u>どる。</u> <u>(1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整するこ</u> <u>と。</u> <u>(2) 学生の身分に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(3) 学位に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(4) 教育制度に係る企画、立案等に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(5) 教育に係る事務情報システムの運用等に関する</u> <u>こと。</u> <u>(6) その他教務、教育制度に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(入試企画課)</u> <u>第11条 入試企画課においては、次の事務をつかさ</u> <u>どる。</u> <u>(1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整する</u> <u>こと。</u> <u>(2) 入学者選抜方法の改善に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(3) 大学入学共通テストの実施に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(4) 入学者選抜に係る情報提供に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(5) その他入学者選抜に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(国際教育交流課)</u> <u>第12条 国際教育交流課においては、次の事務をつ</u> <u>かさどる。</u> <u>(1) 国際教育交流に係る事務に関し、総括し、及び</u> <u>連絡調整する事</u> <u>こと。</u> <u>(2) 外国人留学生の受入れに関する事</u> <u>こと。</u> <u>(3) 学生の海外留学に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(4) その他国際教育交流に関する事務で他に属しな</u> <u>い事務を処理する事</u> <u>こと。</u> <u>(留学生支援課)</u> <u>第13条 留学生支援課においては、次の事務をつか</u> <u>さどる。</u> <u>(1) 留学生の支援に係る事務に関し、総括し、及び</u> <u>連絡調整する事</u> <u>こと。</u> <u>(2) 外国人留学生の受入れに関する事</u> <u>こと（国際教育</u> <u>交流課の所掌に属するもの及び第5号に掲げるも</u> <u>のを除く。）。</u> <u>(3) Kyoto iUPに関する事</u> <u>こと。</u> <u>(4) 国際高等教育院附属日本語・日本文化教育セン</u> <u>ターの教育及び事業に関する事</u> <u>こと。</u> <u>(5) 国際高等教育院における外国人留学生の受入れ</u> <u>に関する事</u> <u>こと。</u>

改 正 前	改 正 後
	(6) <u>国際交流会館、在留資格認定証明書代理申請及び外国人留学生等に対する生活支援に係る情報提供に関すること。</u> (共通教育推進課) <u>第14条 共通教育推進課では、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>教養・共通教育及び大学院共通・横断教育に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> (2) <u>教養・共通教育及び大学院共通・横断教育の実施に関すること。</u> (3) <u>国際高等教育院附属国際学術言語教育センターの教育及び事業に関すること。</u> (4) <u>大学院横断教育プログラム及びその他教育関連補助金に関すること。</u> (学生課、厚生課、教務企画課、入試企画課、国際教育交流課、留学生支援課及び共通教育推進課の所掌に属しない事務) <u>第15条 前7条に定めるもののほか、学務部では、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>国際高等教育院及び大学院教育支援機構の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> (2) <u>国際共通教育に係る会計に関すること。</u> (3) <u>大学院教育支援機構に係る企画の立案及びその活動に関すること。</u>
<u>第2章の3 人事部</u> (人事企画課) <u>第7条の7 人事企画課においては、次の事務をつかさどる。</u> (1)～(12) (略) (労務課) <u>第7条の8 労務課においては、次の事務をつかさどる。</u> (1)～(7) (略) (職員育成課) <u>第7条の9 職員育成課においては、次の事務をつかさどる。</u> (1)～(10) (略) <u>第3章 企画部</u> (企画課) <u>第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>大学マネジメント・戦略に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u> (2) <u>教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> (3) <u>教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。</u> (4) <u>インスティテューショナル・リサーチ (IR) の推</u>	<u>第8章 人事部</u> (人事企画課) <u>第16条</u> } (同 左) (1)～(12) (労務課) <u>第17条</u> } (同 左) (1)～(7) (職員育成課) <u>第18条</u> } (同 左) (1)～(10)

改 正 前	改 正 後
<u>進に関すること。</u> <u>(5) 中期目標・中期計画に関すること。</u> <u>(6) 自己点検・評価に関すること。</u> <u>(7) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関すること。</u> <u>(8) 大学評価に係る調査及び分析に関すること。</u> <u>(9) その他企画部の所掌事務で国際交流課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> <u>第9条 削除</u> <u>(国際交流課)</u> <u>第10条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 国際交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 外国人研究者等の受入れに関すること。</u> <u>(3) 海外の大学等学術機関との交流に関すること。</u> <u>(4) 政府間の科学技術協力事業その他国際協力事業に関すること。</u> <u>(5) 海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。</u> <u>(6) 外国人研究者等に対する情報提供に関すること。</u> <u>(7) 大学の国際化の推進に関すること。</u> <u>(8) 国際戦略本部に関すること。</u> <u>(9) その他国際交流に関すること。</u> <u>第3章の2 情報部</u> <u>(情報推進課)</u> <u>第11条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1)～(8) (略)</u> <u>(情報基盤課)</u> <u>第12条 情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1)～(5) (略)</u> <u>第4章 財務部</u> <u>(財務課)</u> <u>第13条 財務課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 概算要求に関すること。</u> <u>(3) 予算に関すること。</u> <u>(4) 資金運用に関すること。</u> <u>(5) その他会計に関する事務で監理課及び経理課の</u>	<u>第9章 情報部</u> <u>(情報推進課)</u> <u>第19条</u> } (同 左) <u>(1)～(8)</u> <u>(情報基盤課)</u> <u>第20条</u> } (同 左) <u>(1)～(5)</u> <u>(DX推進室)</u> <u>第21条 DX推進室においては、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に関する事務をつかさどる。</u> <u>第10章 会計管理部</u>

改 正 前	改 正 後
<u>所掌に属しない事務を処理すること。</u> (監理課) <u>第14条</u> 監理課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 財務関係規程に関すること。 (2) 部局における財務管理の状況把握に関すること。 (3) 決算に関すること。 (4) 財務諸表等の作成に関すること。 (経理課) <u>第15条</u> 経理課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (5) 事務本部における予算及び経理の事務に関すること。 <u>第5章 施設部</u> (施設企画課) <u>第16条</u> 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (略) (環境安全保健課) <u>第17条</u> 環境安全保健課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (整備課) <u>第18条</u> 整備課においては、次の事務をつかさどる。 (1) (略) (2) 部局の施設整備に係る建築工事、土木工事及び建物等の保全業務の指導並びに助言に関すること。 (3) (略) (管理課) <u>第19条</u> 管理課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (プロパティ運用課) <u>第20条</u> プロパティ運用課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (略) <u>第6章 教育推進・学生支援部</u> (学生課) <u>第21条</u> 学生課においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>教育推進及び学生支援に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> (2) <u>学生の奨学金に関すること。</u>	(監理課) <u>第22条</u> (同 左) (1) <u>会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> (2) (3) } (同 左) (4) (5) (6) <u>その他会計に関する事務で経理課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> (経理課) <u>第23条</u> } (同 左) (1)～(4) (5) <u>事務本部における予算及び経理の事務並びに事業推進組織における経理の事務(別に定めるものに限る。)</u>に関すること。 <u>第11章 施設部</u> (施設企画課) <u>第24条</u> } (同 左) (1)～(6) (環境安全保健課) <u>第25条</u> } (同 左) (1)～(4) (整備課) <u>第26条</u> } (同 左) (1) (2) 部局の施設整備に係る建築工事、土木工事及び建物等の保全業務の指導及び助言に関すること。 (3) (同 左) (管理課) <u>第27条</u> } (同 左) (1)～(4) (プロパティ運用課) <u>第28条</u> } (同 左) (1)～(6)

改 正 前	改 正 後
<u>(3) 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。</u> <u>(4) 学生の就職及びインターンシップに関すること。</u> <u>(5) その他教育推進及び学生支援に関する事務で、</u> <u>厚生課、教務企画課及び入試企画課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> <u>(厚生課)</u> <u>第22条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 学生の課外活動に関すること。</u> <u>(2) 学生のアルバイトのあっせんに関すること。</u> <u>(3) 学生の寄宿舍に関すること。</u> <u>(4) 学生の厚生事業に関すること。</u> <u>(5) 学生の補導に関すること。</u> <u>(6) その他学生の厚生福祉に関すること。</u> <u>(教務企画課)</u> <u>第23条 教務企画課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 学生の身分に関すること。</u> <u>(3) 学位に関すること。</u> <u>(4) 教育制度に係る企画、立案等に関すること。</u> <u>(5) 教育に係る事務情報システムの運用等に関すること。</u> <u>(6) その他教務、教育制度に関すること。</u> <u>第24条 削除</u> <u>(入試企画課)</u> <u>第25条 入試企画課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 入学者選抜方法の改善に関すること。</u> <u>(3) 大学入学共通テストの実施に関すること。</u> <u>(4) 入学者選抜に係る情報提供に関すること。</u> <u>(5) その他入学者選抜に関すること。</u> <u>第6章の2 国際・共通教育推進部</u> <u>(国際教育交流課)</u> <u>第25条の2 国際教育交流課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 国際教育交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 外国人留学生の受入れに関すること。</u> <u>(3) 学生の海外留学に関すること。</u> <u>(4) その他国際教育交流に関する事務で他に属しない事務を処理すること。</u> <u>(留学生支援課)</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>第25条の3 留学生支援課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 留学生の支援に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 外国人留学生の受入れに関すること（国際教育交流課の所掌に属するものを除く。）。</u> <u>(3) Kyoto iUPに関すること。</u> <u>(4) 国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センターの教育及び事業に関すること。</u> <u>(5) 国際交流会館、在留資格認定証明書代理申請及び外国人留学生等に対する生活支援に係る情報提供に関すること。</u> <u>（共通教育推進課）</u> <u>第25条の4 共通教育推進課では、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 教養・共通教育及び大学院共通・横断教育に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 教養・共通教育及び大学院共通・横断教育の実施に関すること。</u> <u>(3) 国際高等教育院附属国際学術言語教育センターの教育及び事業に関すること。</u> <u>(4) 大学院横断教育プログラム及びその他教育関連補助金に関すること。</u> <u>（国際教育交流課、留学生支援課及び共通教育推進課の所掌に属しない事務）</u> <u>第25条の5 前3条に定めるもののほか、国際・共通教育推進部では、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 国際・共通教育推進部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 国際・共通教育推進部の会計及び施設に関すること。</u> <u>(3) 大学院教育支援機構に係る企画の立案及びその活動に関すること。</u> <u>第7章 研究推進部</u> <u>（研究推進課及び研究規範マネジメント室）</u> <u>第26条 研究推進課及び研究規範マネジメント室は、総合研究推進本部において、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 研修員、内地研究員等に関すること。</u> <u>(3) 競争的研究費等の適正管理に関すること（コンプライアンス部及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。）。</u> <u>(4) 公正な研究活動の推進に関すること。</u> <u>(5) 科学研究費助成事業、その他研究関連補助金に関すること。</u>	

改 正 前	改 正 後
(6) <u>各種研究プロジェクト、研究助成金等の公募に関する</u>こと。 (7) <u>競争的研究費等の獲得に係る企画、立案等に関する</u>こと。 (8) <u>安全保障輸出管理に関する</u>こと。 (9) <u>人を対象とする研究に関する</u>こと。 (10) <u>動物実験等に関する</u>こと。 (11) <u>海外の遺伝資源等の取得と利用に関する</u>こと。 (12) <u>遺伝子組換え生物等の使用等の管理に関する</u>こと。 (13) <u>病原体所持等の管理に関する</u>こと。 (14) <u>その他ライフサイエンス研究等に関する</u>こと。 (15) <u>その他研究推進部に関する事務で他に属しない事務を処理する</u>こと。 <u>第27条 削除</u> <u>第7章の2 コンプライアンス部</u> (内部統制室) <u>第27条の2</u> 内部統制室においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) (調査室) <u>第27条の3</u> 調査室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 競争的研究費等の適正管理に関すること（<u>研究推進部研究推進課及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。</u>）。 (2) 公正な研究活動の推進に関すること（<u>研究推進部研究推進課の所掌に属するものを除く。</u>）。 (3)・(4) (略) (法務室) <u>第27条の4</u> 法務室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (略) (内部統制室、調査室及び法務室の所掌に属しない事務) <u>第27条の5</u> 前3条に定めるもののほか、コンプライアンス部では、リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事務をつかさどる。 <u>第7章の3 総長オフィス</u> (総長オフィス) <u>第27条の6</u> 総長オフィスにおいては、総長が指示する事項に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関する事務をつかさどる。 <u>第8章 プロボストオフィス</u> (プロボストオフィス) <u>第28条</u> プロボストオフィスにおいては、次の事務	<u>第12章 コンプライアンス部</u> (内部統制室) <u>第29条</u> } (同 左) (1)・(2) } (調査室) <u>第30条</u> (同 左) (1) 競争的研究費等の適正管理に関すること（<u>総合研究推進本部において処理するもの及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。</u>）。 (2) 公正な研究活動の推進に関すること（<u>総合研究推進本部において処理するものを除く。</u>）。 (3)・(4) (同 左) (法務室) <u>第31条</u> } (同 左) (1)～(6) } (内部統制室、調査室及び法務室の所掌に属しない事務) <u>第32条</u> (同 左)

改 正 前	改 正 後
<u>をつかさどる。</u> <u>(1) プロボストが行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。</u> <u>(2) 戦略調整会議に関すること。</u> <u>第9章 CF0オフィス</u> <u>(CF0オフィス)</u> <u>第29条 CF0オフィスにおいては、CF0が行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関する事務をつかさどる。</u> <u>第9章の2 監事支援室</u> <u>(監事支援室)</u> <u>第29条の2 監事支援室においては、監事監査の支援に関する事務をつかさどる。</u> <u>第9章の3 不正防止実施本部事務室</u> <u>(不正防止実施本部事務室)</u> <u>第29条の3 不正防止実施本部事務室においては、次の事務をつかさどる。</u> (1)・(2) (略) <u>第10章 その他</u> <u>第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、総長オフィス長、プロボストオフィス長、CF0オフィス長、監事支援室長又は不正防止実施本部事務室長が定める。</u>	<u>第13章 監事支援室</u> <u>(監事支援室)</u> <u>第33条 (同 左)</u> <u>第14章 不正防止実施本部事務室</u> <u>(不正防止実施本部事務室)</u> <u>第34条</u> } (同 左) (1)・(2) <u>第15章 事務改革推進室</u> <u>(事務改革推進室)</u> <u>第35条 事務改革推進室においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u> <u>(2) その他事務改革に関すること。</u> <u>第16章 その他</u> <u>第36条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する組織の長が定める。</u> 附 則 (令和7年5月総長裁定) この規程は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。